

議員全員協議会における発言に係る留意点について

1. 質問及び意見について

質問及び意見は、企業団議会議員及び企業団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代って出席された議員（以下、代理出席議員）並びに企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員（以下、未選出議会議員）に限り行うことができる。

2. 発言の方法について

- ・質問及び意見は、発言時間の制限を行わないが、会議時間に制約もあるのでより多くの議員が発言できるよう、短時間で簡潔に発言いただくことを願います。また、説明員の説明、答弁も同様とする。
- ・議員が質問、意見を行うときは、挙手の上、指名を受けて、選出（所属）市町村と名前を告げた後、自席において行う。
- ・説明員の説明は指名を受け自席において行う。また、説明員が答弁を行うときは、挙手の上、指名を受けて、職名と名前を告げた後、自席において行う。

3. 提出予定議案の説明に係る質問

提出予定議案の説明に係る質問は「説明の中での制度、事実の確認や不明な語句などあくまでも説明中の不明な事柄に限って行う。」こととし、現状の問題点に係る対応策、また、施策、事業の今後の方針や方向性に関する質問、意見は定例会において質疑や一般質問の機会があるので、その際に行うものとする。

なお、代理出席議員及び未選出議会議員は定例会における質疑や一般質問の機会はないが同様の扱いとする。